

◆介護保険料(年額)の通知を発送します

本算定通知とは、市民税額の確定に伴い、令和3年度の年間保険料を決定(確定賦課)したもので、各納期の保険料については、既に到来した納期と今後到来する納期の保険料の合計額が、年間保険料額になるように調整しています。

(年額)	(仮徴収)		(以降の納期に振り分け)	
確定した 令和3年度 保険料	特別徴収	4月・6月・8月	10月・12月・令和4年2月の3回	
	普通徴収	第1期・第2期	第3期・第4期・第5期・第6期の4回	

保険料の納め方

●特別徴収(年金からの天引き)…65歳以上で、年金(老齢・退職年金、障害年金、遺族年金)を年額18万円以上受給されている方

2か月おきに支払われる年金から、支払ごとに保険料が天引きされます。

→介護保険料額決定通知は、8月上旬に発送します。

●普通徴収(納付書、口座振替による納付)…年度の途中で65歳になられた方、転入の方、年金が年額18万円未満の方など

納付書による納付の方は、市役所または取扱金融機関で納めてください。納めに行く手間が省け、納め忘れの心配がない、口座振替がおすすめです。

→介護保険料額決定通知は、8月下旬に発送します。

賦課明細書(本徴収分)と第3期から第6期の納入通知書をまとめたものを送付します。

普通徴収の納期限(令和3年度)

第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
8月2日(月)	9月30日(木)	11月30日(火)	令和4年1月31日(月)	令和4年3月31日(木)

◆介護保険料(令和3年度～令和5年度)

第1号被保険者(65歳以上)の介護保険料が、令和3年4月から変わりました。

基準額は年額72,600円です。

介護保険料は、基準額をもとに12段階の区分で保険料を計算します。

市の介護サービスなどにかかる費用全体の23%を65歳以上の方の保険料で賄います。

所得段階	対象者	算定方法 (負担割合)	介護保険料 (年額)
第1段階	生活保護被保護者、世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金を受給している方、前年の課税年金収入額と合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した額の合計額が80万円以下の方	基準額×0.25	18,100円
第2段階	世帯全員が市民税非課税かつ前年の課税年金収入額と合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した額の合計額が80万円超120万円以下の方	基準額×0.40	29,000円
第3段階	世帯全員が市民税非課税かつ前年の課税年金収入額と合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した額の合計額が120万円超の方	基準額×0.65	47,100円
第4段階	本人が市民税非課税(世帯課税)かつ前年の課税年金収入額と合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した額の合計額が80万円以下の方	基準額×0.90	65,300円
第5段階 (基準額)	本人が市民税非課税(世帯課税)かつ前年の課税年金収入額と合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した額の合計額が80万円超の方	基準額×1.00	72,600円
第6段階	本人が市民税課税かつ前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.20	87,100円
第7段階	本人が市民税課税かつ前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額×1.30	94,300円
第8段階	本人が市民税課税かつ前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額×1.50	108,900円
第9段階	本人が市民税課税かつ前年の合計所得金額が320万円以上500万円未満の方	基準額×1.70	123,400円
第10段階	本人が市民税課税かつ前年の合計所得金額が500万円以上700万円未満の方	基準額×1.90	137,900円
第11段階	本人が市民税課税かつ前年の合計所得金額が700万円以上1,000万円未満の方	基準額×2.00	145,200円
第12段階	本人が市民税課税かつ前年の合計所得金額が1,000万円以上の方	基準額×2.10	152,400円

※第1～3段階は、公費による負担軽減後の負担割合および保険料です。

※合計所得金額 収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。第1～5段階の方は合計所得金額に給与所得が含まれている場合、給与所得から最大で10万円を控除した金額を用います。第6段階以上の方は合計所得金額に給与所得または公的年金などに係る雑所得が含まれている場合は給与所得および公的年金などに係る雑所得の合計額から10万円控除した金額を用います。土地売却などに係る特別控除額がある場合は、合計所得金額から長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した金額を用います。

※保険料(年額)の100円未満は切り捨てです。

※年度途中に資格取得および喪失した人については、月割により保険料を計算します。

問 市役所介護高齢課(内線 172、173)